



総合型地域スポーツクラブ 公式メールマガジン

このメールマガジンはスポーツ振興くじ助成金を受けて配信しています。
スポーツ振興くじについては以下から

[日本スポーツ振興センターHP] <http://www.jpnsport.go.jp/>

スポーツくじ  

スポーツ振興くじ助成事業

特集

▶▶▶ NPO法人・一般社団法人の会計とは?

特別企画 自然災害に対する取り組み

▶▶▶ 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

連載 みんなで盛り上げよう! オリンピック・ムーブメント

▶▶▶ 伊那市総合型地域スポーツクラブ

▶▶▶ NPO法人 K-Friends

助成金情報 ▶▶▶ 詳細

お知らせ ▶▶▶ 詳細

バックナンバー ▶▶▶ 詳細



公益財団法人

日本体育協会



特集

NPO法人・一般社団法人の会計とは？

法人格の取得は、クラブの活動基盤をより強固にすることにつながります。総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジンでは、平成26年度の連載企画「教えて!総合型クラブの法人化」において、法人格取得について紹介をしましたが、今回は法人格取得後の実際の会計処理等を紹介し、全国の総合型クラブが法人化を検討するための一助になるような情報を提供いたします。

クラブの会計処理や税金の処理など「クラブ経営と財務・会計」を専門分野とする亜細亜大学経営学部非常勤講師の遠藤誠氏が解説します。

今回の メインテーマ



1. NPO法人・一般社団法人における会計処理について
2. 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーや経理事務担当者が注意しなければならない会計処理や税金の処理などを確認してみましょう。すでにNPO法人や一般社団法人になっているクラブは、実際の経理事務をチェックする際に参考にさせていただき、また、これから法人化を考えているクラブは、準備を整える際の参考にしてください。

1 NPO 法人・一般社団法人における経理手続きについて 《任意団体・NPO法人・一般社団法人の会計処理の違い(帳簿の種類・処理)等》

(1) 会計処理は、なぜ必要か

皆さんが運営している総合型地域スポーツクラブは、公益性や共益性の高い活動を行っていることと思います。もちろん、後で説明する収益事業を行うことも可能ですが、状況に応じた適切な会計処理が求められます。

任意団体(法人格のない団体)なので、税金も関係ないし、経理処理もメモ程度の記録をもとに簡単に報告すれば良いということではありません。「総合型地域スポーツクラブ」として活動しているということは、その目的や活動に賛同し、共感する人や団体から託された「お金」で運営しているわけですから、そのお金をどのように使って、どんな活動をしているのかを説明する責任があります。この説明責任のことを「アカウントビリティ」と呼びます。



この説明責任は、現在、クラブに関わっている方々だけではなく、クラブのスタッフの方々、将来的にクラブに関わろうと興味を持っている方々に対しても、活動内容を理解していただき、納得していただくことでクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることが可能になります。

(注)公益性、共益性の意味は、[バックナンバー「教えて！総合型クラブの法人化Part1」](#)を参照ください。

(2) NPO法人の会計処理について

特定非営利活動法人(NPO法人)は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて設立された法人であることは、皆さんご存じのことと思います。法人が契約主体になることができ、団体の名前で権利義務関係を処理できますが、当然ながらNPO法をはじめとする各種の法令を遵守しなければなりません。

NPO法の条文で、会計に関してまず注意が必要な事項は、第27条(会計の原則)の規定です。この規定によれば、複式簿記の帳簿体系に基づいて相互に関連して記録され、領収書などの客観的証拠と帳簿の記録がすべて結びつけられ、その帳簿を集計して決算書を作成することが推奨されています。つまり、事業やイベントごとに入出金を封筒などで管理して記録した後、事業ごとの収支報告書を作成してファイルする会計処理、または、現金出納帳だけで現金の入出金を記録した後に、決算になって今期に行われた各事業の記録を見返しながら決算書を作成することは、NPO法に照らして適切であるとは言えません。

NPO法では、具体的な会計帳簿の様式が決められているわけではありませんが、複式簿記を前提にすれば、すべての取引が日付順に記録されている「仕訳帳」と勘定科目ごとに記録されている「総勘定元帳」、そして補助的に記録する「現金出納帳」や「預金出納帳」などに記録することになります。

小規模な団体の場合では、現金出納帳の入出金を中心にして、その入出金の理由となる相手勘定科目が記録できるように工夫することで記録の秩序性が保たれることになります。

なお、エクセルなどのビジネス・アプリケーションで記録・集計したから記録の秩序性が保証されるというものではありませんので注意しましょう。

特定非営利活動促進法第27条(会計の原則)

(筆者 一部加筆修正)

- ①会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- ②活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿に基づいて真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- ③原則として、採用する会計処理の基準や手続は、毎事業年度継続して適用すること。



この条文が定めている「正規の簿記の原則」とは、次のことを求めています。

- すべての取引が漏れることなく(網羅性)
- 秩序正しく組織的にかつ相互に関連して記録されており(記録の秩序性)
- その記録されているすべての取引は、必ず事実を立証できる客観的証拠(領収書など)が確認できること(検証可能性)

次に、NPO法が求めている決算書類についてですが、特に決められた様式はありません。しかし、政府はNPO法人会計基準協議会が作成した「NPO法人会計基準」を推奨しており、多くの自治体では会計書類の様式としてこの基準の様式を例示していますので、最も適切だと思われる。

NPO法では「計算書類」という表現が使用されていますが、具体的には「活動計算書」と「貸借対照表」のことで、補完する書類として「財産目録」を位置づけています。

もし、皆さんのクラブで「収支計算書」＝「現金の入出金だけが集計された決算書」だけを作成しているようでしたら、会計手続の全体を見直す必要があります。

NPO法人の 計算書類 (決算書類)

活動計算書：当期の収益と費用を計上して、正味財産の増減の状況を表示し、NPO法人の活動の状況を示す報告書

貸借対照表：当期末における資産、負債及び正味財産を示す報告書

注記：計算書類では表現しきれない情報を開示する報告書

財産目録：当期末における資産及び負債の名称等を詳細に示す報告書

NPO法では、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という)を行うことができると定めており、「その他の事業」から利益が生じた場合は、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとしています。

つまり、NPO法人は、公益目的以外の「その他の事業」を行うことが認められており、「その他の事業」を行う場合は特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理処理しなければなりません。この区分経理は、活動計算書において区分して経理すれば良く、貸借対照表の区分までは求めています。もし、「その他の事業」に固有の資産等がある場合などは、貸借対照表も区分して決算書類を作成することをお勧めします。

(注)この「その他の事業」のことを「収益事業」と呼ぶことがありますが、後に説明する法人税法上に規定されている「収益事業」とは、意味が違いますので注意が必要です。



(3) 一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について

ここでは、改正後に新規に設立された一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について説明します。内閣府が公表している資料によれば、一般社団法人(一般財団法人)が適用する会計基準について、特に義務づけられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によるとされています。(法人法施行規則第21条)

「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行」とは、主に「公益法人会計」や「企業会計」の会計諸則が考えられます。

一般社団法人(一般財団法人)の事業は、事業の目的に大きな制限がないため、公益事業から営利事業まで行うことができます。非営利型の一般社団法人・一般財団法人としては、非営利性が徹底された法人と会員に共通する利益を図る活動を主目的にする共益的活動を目的とする法人があり、非営利型以外の法人としては経済的利益の獲得を目的とする事業を主目的としている法人(普通法人)があります。

非営利型の法人でも財源を確保するために収益事業を行うことができますので、自分たちの活動内容をよく考えてどの会計基準をより所にして決算書を作成して説明することが、最もクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることにつながるのか、を考えることが大切です。

実際の決算書を作成するにあたり、すでに説明した複式簿記による帳簿体系を整えたうえで、公益認定を受ける法人のように『公益法人会計基準』に準拠するのか、NPO法人のように『NPO法人会計基準』に準拠するのか、それとも株式会社のように『企業会計基準』に準拠するのか、を事業内容や法人のタイプによって適切に選択することになります。

それぞれの基準を選択した場合は、その基準に適した勘定科目を設定して継続的に処理することが求められます。なお、必要以上に複雑な会計処理は、事務処理を煩雑にするだけでなく、本来の活動に対して企画・運営する余裕をなくす原因になるので注意が必要です。

各基準にもとづく決算書は、次のとおりです。参考にしてください。(NPO法人会計基準は省略)

「公益法人会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 正味財産増減計算書(損益計算書) ③ 附属明細書
「企業会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 附属明細書



なお、一般社団法人・財団法人は、公益認定の法人のように実施事業等に係る区分経理は要請されていませんが、非課税事業と収益事業(課税事業)が混在する場合には、実務上区分経理や共通経費の配賦などが必要になってきます。区分経理ができなければ、収益事業に課税される法人税等の金額を算定するための決算書が作成できないことになります。

(注) ここで説明している新規設立法人とは、公益認定を申請する法人や公益目的支出計画の実施を完了していない法人を対象にしていません。公益認定を考えている法人は専門家に相談することをお勧めします。

2 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

《任意団体・NPO法人・一般社団法人の税金について》

(1) 総合型地域スポーツクラブが関係する税金の種類

総合型地域スポーツクラブが関係する主な税金は、「法人税」、「法人県民税・法人市町村税」、「法人事業税」、そして「消費税」です。

「法人税」という名称から任意団体には関係ないと思っている人がいますが、それは誤りです。任意団体や法人の種類で課税対象になるか否かを判断するものではありません。

また、NPO法人や一般社団法人(一般財団法人)が行う非営利事業(公益事業)だから税金は課税されないとか、利益が出ていないから申告する必要はないというのも誤りです。

では、どのような場合に税金が課せられるのか、どのような申告が必要なのか、について確認しましょう。

(2) 「法人税」について

法人税法が規定する収益事業(34業種)から生じた所得に対して課される税金が「法人税」です。収益事業の収益から費用を差し引いて計算した所得に対して税率を乗じて計算します。決算が赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

法人税は、納税者が自分で税金を計算して申告・納税する税金ですので、税務署から通知が来るものではありません。何も通知がないから納付する必要がないというのは誤りです。

なお、収益事業を開始した際には、2か月以内に「収益事業開始届出書」を税務署へ提出し、市町村にも届け出が必要です。この時に、「青色申告の承認申請書」も同時に申請することをお勧めします。



①収益事業について

NPO法人は、NPO法で「法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす」と定められていることから「法人税法に定める収益事業から生じた所得に対してのみ課税」することになっています。これは、非営利型の一般社団法人・一般財団法人も同じ対応になります。

つまり、原則として法人税は非課税ですが、法人税法が規定する「収益事業」を行ったときは、その収益事業に対してのみ課税するということです。法人税法が規定する「収益事業」とは、NPO法上の「その他の事業」のことではありません。

この「法人税法上の収益事業」は、課税上の公平、維持などの観点から課税対象とされたものであり、NPO法人にとっての非営利活動か否か、公益性があるか否かという基準で判断されるものではありません。

「法人税法上の収益事業」とは、限定的に列挙されている「34業種」の収益事業で「継続して」、「事業場を設けて」行っている事業のことを言います。これらの事業を行うための付随行為も「収益事業」に含まれます。

法人税法上の収益事業として限定的に列挙されている34業種のうち、総合型地域スポーツクラブに関わりそうなものは、指定管理者として受託している事業や行政から受託している事業で、これらは「請負業」として収益事業に該当します。また、毎年定期的に複数回の開催があるスポーツイベントなどの運営に際して行う物品の販売は、「物品販売業」に該当する場合があります。

これらの事業は個別に判定する必要があるため、判断のつきにくい事例もあります。また、税務署の判断にもバラツキがあり、状況によって判断されるというグレーゾーンがあることも事実です。

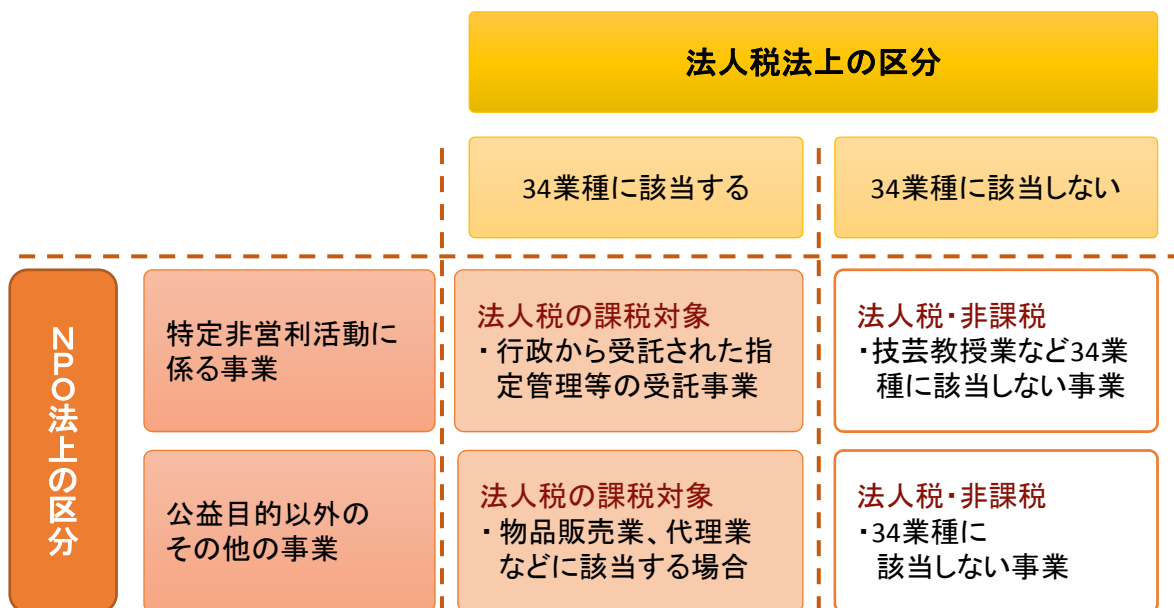
現場に伺って実際の状況をお聞きすると、収益事業に該当することを意識しないで運営していたために事業全体が「収益事業」だと誤認される場合もあります。事前に、税務署や専門家に相談するか、誤認されないような会計処理と運営方法に変更することが大切です。

(注)NPO法上の特定非営利活動に係る事業であっても「法人税法上の収益事業」に該当する場合は法人税が課税されることになります。

(注)「継続しているか」については、不定期でも反復して行われている場合や規模が大きく、収入も多額で準備期間が相当長いものなどは1回の開催でも収益事業とみなされる場合があります。

(注)法人税法上の収益事業として定められている34業種の1つである「技芸教授業」は、料理や音楽、書道など限定的に列挙されています。技芸の教授であっても列挙されていないものは収益事業に該当しないことになります。





(注)事例としては少ないですが、法令の規定に基づき国又は地方公共団体からの委託事業でNPO法人が「請負業」として受託業務を行う場合であっても、その業務の受託者から受け取る金額(報酬・料金等)が、当該事業を行うために必要な費用の金額を超えないことが、法令や規約または契約で規定されている、いわゆる「実費弁償方式」の場合は、あらかじめ所轄税務署長(又は国税局長)の確認を受けることにより収益事業とみなされないことがあります。

② 共通費の按分について

収益事業と収益事業以外の事業の両方に携わるスタッフの人件費は、そのスタッフの従事割合などの合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに按分して経理処理します。期中の給与支給に際して按分することが煩雑な場合は、期末の決算整理において行うこともできます。

(3)「法人県民税・法人市町村税」について

NPO法人や一般社団法人・一般財団法人が収益事業を行う場合に、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税が課税されます。

「法人県民税・法人市町村税」には「法人税割」と「均等割」があり、法人の事務所等が置かれている都道府県、市町村に納付する税金です。

「法人税割」は、算定された法人税額を基礎に課税されます。収益事業から得られる所得が赤字で法人税額がない場合は、課税されません。

一方、「均等割」は、収益事業を行うかどうかに関係なく、原則的には一定額が課税されます。なお、多くの自治体では、法人税法上の収益事業を行っていない団体は「課税免除申請書」を提出することにより減免されます。また、都道府県によっては、その収益事業が国や地方公共団体から委託された事業で、利益が算定されていない場合に限り、その事業年度の税額を免除することがありますので、調べてみましょう。



(4) 「消費税」について

消費税は、国内で行われる物の販売やサービスの提供等の取引に対して課税される税金です。NPO法人や一般社団法人で公益目的の事業だから負担しないということはありません。

消費税を負担するのは最終の消費者ですが、納税義務者となるのは事業者です。つまり、事業者は、受け取った消費税から経費などの支払時に支払った消費税を差し引いた差額を消費者に代わって納付することになります。

例えば、行政からの委託事業は、対価を得て業務を請け負っていますので課税取引として課税売上高になります。次に説明するように1,000万円を超えると「課税事業者」として消費税を申告、納付しなければなりません。

①免税される場合(免税事業者)

課税取引に関して前々年度の課税売上高が1,000万円以下の場合には免除されます。ただし、特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度の開始の日以後6か月の期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。設立2年目までは基準期間となる前々事業年度がないため、原則として納税義務はありません。免税点を超える場合は、適切な時期に税務署に各種の届出を行う必要があります。

②課税対象外(不課税)取引について

課税対象外取引には、会費収入、寄付金収入、補助金収入、助成金収入などがあります。会費収入については、物やサービスの対価と認められる場合(たとえば、スポーツ教室、文化教養のセミナー、そして講演などの会費)は課税取引となるので注意が必要です。

③非課税取引について

課税対象になじまない取引や社会政策的配慮から消費税を課税しない取引があります。これを非課税取引と呼びます。たとえば、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供、社会保険診療等にかかる収入、金融取引にかかる利息などが該当します。

④納付時期について

課税事業者は、事業年度終了後2か月以内に所轄の税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります。直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超える場合は、中間申告をしなければなりません。(この確定消費税額には地方消費税を含みません)

⑤会計処理について

消費税の会計処理方法には「税込経理方式」と「税抜経理方式」の2つの経理方式があります。どちらの経理方式を選択しても納付すべき消費税額に違いはありません。簡単に説明すれば、帳簿に記入する際に、消費税込みの金額で処理するのか、消費税抜きの金額で記入するかの違いです。会計ソフトでは、どちらの経理方式にも対応しており、自動的に消費税が仕訳されます。



クラブの皆様へ 筆者総括

現在、任意団体、NPOや一般社団(財団)などの法人として活躍されているクラブの皆さん、または、これから法人化を考えている皆さんに向けて、会計処理と税金のことを説明しました。

現場を訪問して感じるものが2つあります。1つは、他のクラブさんから聞いたことや提供していただいた帳簿などのシートを利用している場合でも、そのクラブの活動状況から不適切な場合があります。

また、従来からの処理方法で、今まで何も言われなかったのに、それが適切な処理だと思っ込んでいる場合もあります。助成金や委託業務を受けているクラブさんは、何か不適切なことが判明した場合は過去に遡って処理することがありますので、事前に適切な会計処理について詳しい方に相談することが大切です。

一方で、行政や公益社団・財団法人で導入されている「伺い書」形式の経理処理方法などは、クラブの実情に合わせて簡略化することができる場合が多いです。経理事務などに時間を費やして本来の活動が疎かになってしまうことがないように、できるだけ簡略化してください。矛盾するように聞こえると思いますが、決して我流や慣習ではなく、必要にして簡潔な会計処理を目指してください。会計数値は決算報告だけではなく、将来の事業戦略立案にとって最も大切な情報になるはずです。皆さまの益々のご活躍を祈念しております。

遠藤誠(えんどう まこと)

遠藤コンサルティングオフィス代表、亜細亜大学 経営学部非常勤講師。

日本体育協会公認クラブマネジャー養成講習会では、「クラブ経営と財務・会計」科目において講師を務めるほか、各県で総合型クラブを対象にした研修会においても講師を務めている。



特別企画

「自然災害に対する取り組み」

徳島県総合型地域 スポーツクラブ連絡協議会 ＜徳島県＞

いつ、どこで発生するか分からない自然災害に対し、準備や対策ができるか、また災害発生地域に対し、どのような支援ができるかを考えることは、地域の諸課題解決に向けた取り組みとなり、より地域に根差したクラブとして定着することにつながる可能性があります。

そこで、今回は、自然災害の発生に対して、連絡協議会が実施した防災対策や被災地支援等の取り組みを紹介します。



1 連絡協議会の概要

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下連絡協議会）は、総合型クラブ間における情報交換や交流の活性化を図り、徳島県の生涯スポーツの推進を図ることを目的としています。設立当初から県内すべての総合型クラブが加盟しており、現在35クラブが加盟し、総会員は約9000人です。

主な活動は、次のとおりです。

事業名	事業概要
総合型クラブ交流等助成事業	総合型クラブが交流を目的に開催する事業に対して助成
研修会開催事業	総合型クラブの資質向上や課題解決につながる内容の研修会を年1回開催
顕彰事業	功労者・優良団体・貢献団体・スポーツボランティアの4種類の表彰を実施
総合型クラブ交流大会in徳島開催事業	ソフトバレーボール交流大会を県域を越えた参加者を募り開催
絆プロジェクト	被災地支援活動として実施

2 被災地のニーズ考慮、他団体と連携し各種支援を実施

2011年3月11日に発生した東日本大震災以降、想像をはるかに超えた甚大な被害を目の当たりにし、連絡協議会として、何ができるのかを真剣に考え、次のようなアクションを始めました。アクションを起こすにあたり、徳島県連絡協議会としてできること、他団体との連携でできること、現地で必要とされている支援は何か一などを考慮し支援を実施しました。

● 「リユースうちわ」を送付

東日本大震災時に県内の連絡協議会加盟クラブに呼びかけ、「リユースうちわ」を7000本収集し、東北3県(岩手県・宮城県・福島県)の広域スポーツセンターへ震災4カ月後の7月に一括送付しました。避難場所等で暑い夏を過ごす被災者に配慮し、各家庭から集めやすくクラブ負担も少なく済むうちに決めました。

また、2017年7月に発生した九州北部豪雨被害の際は、福岡県朝倉郡東峰村役場宝珠山庁舎にリユースうちわ200本や書籍などを贈りました。

● お手玉も寄贈

仮設住宅では運動不足になりがちで、運動による交流促進のためにも、徳島県婦人団体連合会と連携して、東日本大震災の被災地である岩手県陸前高田市米崎中学校仮設住宅自治会宛てにお手玉を8月に350個送付しました。また、連絡協議会の加盟団体である勝浦町のNPO法人K-Friendsと連携し、勝浦お手玉演舞の会に協力を依頼して、お手玉演舞(童謡や民謡に合わせてお手玉をしながら舞うもの)のDVD映像を作成し同仮設住宅に送付しました。お手玉実践の手助けになると考え、映像を作成しました。



● 防災フォーラムの開催

連絡協議会事務局が調整の上、県社会福祉協議会助成事業を活用し、岩手県陸前高田市米崎中学校仮設住宅自治会の金野廣悦自治会長を招聘(しょうへい)したフォーラム・研修会を、県内3クラブが主体となって3年間継続して実施しました。参加者は平成26年度が約200人、27年度が約100人、28年度は約450人でした。

● 被災地に徳島特産物「すだち」を贈る

連絡協議会と連携が密な「えがお+for kids sports」と協力し、平成24年度から岩手県陸前高田市米崎中学校仮設住宅自治会に毎年継続して徳島の特産物「すだち」を約400個贈っています。昨年は熊本地震が発生したことから、熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会にも200個贈りました。

徳島の特産物すだちを被災者に食べてほしいと思っていましたが、なかなか着手できませんでした。そんな時に、総合型地域スポーツクラブの活動を支援してくれている、「えがお+for kids sports」のメンバーから、「収穫時期を逸したすだちは放置できないが、収穫するための人手がないので収穫してくれるなら提供する」という申し出がありました。子どもたちと共にすだち狩りを楽しみ、震災について考える取り組みも兼ねてすだち狩りを行い、送付することができました。

● リサイクルバザーで義援金を寄付

平成25年度から毎年継続して、総合型地域スポーツクラブ交流大会in徳島の開催時にリサイクルバザーを実施し、その売上金の一部を日本赤十字社に義援金として寄付をしています。

● 「熊本に想いを届けよう」プロジェクトの実施

連絡協議会加盟クラブであるNARUTO総合型スポーツクラブが熊本県への支援活動を始めたことをきっかけに本連絡協議会のプロジェクトとして、①お菓子付きメッセージカードの作成 ②「リユースうちわ」の収集 ③すだちの収穫 ④各総合型クラブにて支援金の募集を行い、熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を通じて熊本県内の総合型クラブへ配布しました。

また、総合型地域スポーツクラブ交流大会in徳島2017において、NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブ(熊本県)のチームを招待しました。



3

「あの日を学ぶ交流の輪」事業を今夏実施

熊本の被災小中学生を招き、学びと交流を目的に交流事業を実施

連絡協議会は、微力ではありますが被災地とのつながりを大切に、できることを行ってきました。また、NARUTO総合型スポーツクラブが熊本県に対して積極的な支援活動を行っています。こうした流れもあり、「近い未来、徳島に起こりうる南海トラフ巨大地震に備え、徳島の子どもたちに学びと交流の機会を創りたい」(NARUTO総合型スポーツクラブ 山本クラブマネジャー)という思いから、本事業に着手することになりました。

連絡協議会が主催、NARUTO総合型スポーツクラブが主管となり、関係機関との調整、会場確保やスケジュール等の事業計画、財源確保等の取り組みを進めました。この過程で複数の団体との連絡調整がうまくいかず、明確な役割分担ができないという事態に陥りましたが、山本クラブマネジャーのリーダーシップと行動力で事業をやり遂げることができました。何よりも、子どもたちの交流の輪を広げたいとの強い思いがあったからこそ、苦勞を感じることはありませんでした。



《あの日を学ぶ交流の輪事業 概要》

期 間 平成29年8月11日(金)～14日(月)

場 所 徳島県鳴門市 鳴門・大塚スポーツパークアミノバリューホール他

参加者 (1)事業参加者 熊本県28名(小中学生21名 スタッフ7名)
徳島県54名(小中学生25名 スタッフ29名)
宮城県 3名(大学生2名 講師1名)

(2)研修会参加者 43名

開催趣旨 日本各地で相次ぐ地震、集中豪雨など自然災害に効果的に対応するため、今こそ真の連携・協働の実現が求められています。

そこで、昨年4月の熊本地震で被災した熊本県の小中学生を徳島市に招き、徳島県内の小中学生と防災について考える「防災合宿」を初めて実施しました。被災経験者と直に交流することで、子どもたちの防災への意識が高まり、将来発生が予測される災害時には何が大切なのかを学ぶことができました。

開催内容 【8月11日(金)】

熊本県から来県した21名の子どもたちは、早速、鳴西連と合流し、阿波踊りを練習し、鳴門市内の栈敷(演舞場)に流れ込みました。

【8月12日(土)】

徳島県から参加の25名の子どもたちと合流し、一緒にレクリエーションゲームやスポーツリバーシなどを楽しみ交流を深めました。午後から子どもたちは、鳴門市黒崎地区の住民の方と昼食をとりながら、東日本大震災を経験した大学生の経験談を元に意見交換をしました。

また、同時進行で「あの日に学ぶ研修会」を開催し、齋藤久允さん(熊本県:ひかわスポーツクラブ)と萬代好伸さん(宮城県:(公社)みらいサポート石巻)を講師に、被災の状況や被災後の復興に向けた活動など現地の辛苦を知ることによって多くを学びました。夜は、徳島市内の阿波踊りを見学し、阿波踊り通じて徳島の文化にふれました。

【8月13日(日)】

「子どもフォーラム」と題してダッシュ隊徳島が進行を務め、被災時の映像や写真を見たり、被災者の体験談を聞いたりした後、グループで被災を想定した対応の仕方を考え発表しました。フォーラム後は、バーベキューパーティーで交流最後の夜を楽しみました。

【8月14日(月)】

熊本へ帰る日の朝、子どもたちは一緒に遊んだり、ダンスをしたりして、限られた時間を楽しみました。





阿波踊り体験



スポーツ交流



子どもフォーラム



子どもフォーラム



バーベキュー



4

被災体験者との交流の輪が促進 防災・支援活動への意識高まる

山本クラブマネジャーの想いに耳を傾けて今回の事業を遂行したことにより、「子どもの交流の輪づくり」と「県域を越えた総合型地域スポーツクラブ間の交流の促進」にもつながった有意義な取り組みとなりました。

事業実施後、徳島の子どもたちの中から「熊本の子とラインで連絡取り合っているよ」「家族で防災グッズを見直したよ」などの声が聞こえてきます。また研修会参加者へのアンケートでは、「講師の『支援に感謝しつつ、自律していくことが大切』という、この想いに心が揺れました」「復興支援の軌跡の取り組みから、クラブの力が、子どもたちの被災を受けた心身の助けになっていることに感謝したい」「自分の命は自分で守り、災害を語り継ぐ必要性を再認識させていただいた」「スポーツクラブとして支援活動を継続していることがすごい。自分たちのクラブでも検討していきたい」などの意見があり、今なお学びがつながっています。

5

活動が課題解決に有効—再認識 経験生かし基本目標を推進

本事業の実施を通じて、「被災地支援」「子どもの健全育成」「関係機関との連携促進」「交流人口の促進」などの社会課題の解決に、総合型地域スポーツクラブの活動が有効であることを再認識しました。また、行政支援が行き届かない場面に際し直接的、かつタイムリーに行動できる力があることも再確認できました。

連絡協議会では、本年度より徳島県スポーツ推進計画の諸施策の展開を支援するために「スポーツウエーブプラン」を推進していきます。

本事業の経験を生かして、4つの基本目標の一つとして、「ボンドスポーツ(スポーツを通じた“絆”づくりの推進)」を掲げています。

県内クラブが連携を深め、県域を越えたクラブと交流し、スポーツを通じたつながりと「お互いさま」によるネットワークづくりができる団体になれるようチャレンジしていきます。

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会事務局 西村知泰
徳島県 県民環境部 県民スポーツ課(徳島県広域スポーツセンター担当) 係長



スポーツウェブプラン骨子

【基本目標】

ハートフルスポーツ【スポーツを通じた「心の豊かさ」づくりの推進】

スマイルスポーツ【スポーツを通じた「えがお」づくりの推進】

ボンドスポーツ【スポーツを通じた「絆」づくりの推進】

アタッチメントスポーツ【スポーツを通じた「郷土への愛着」づくりの推進】

【今後の取り組みの視点】

子どもの笑顔を育みます。

社会課題の解決にスポーツを通じたアプローチをします。

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

連絡協議会プロフィール

設立年月日 平成21年3月17日

所在地 徳島県鳴門市

運営 加盟クラブ数35(平成29年10月現在) 予算規模602,000円(平成29年度)

特徴 本連絡協議会は、運営委員会で事業を推進しており、女性の委員が多く、その女性委員のソフトで繊細な心配りと笑顔が、加盟クラブの交流を深めるとともに、事業の円滑化を図っている。

また、事務局は広域スポーツセンターが務め、センター運営は、(一財)徳島県スポーツ振興財団と県民スポーツ課が担っており、官民一体となって総合型地域スポーツクラブ活動を支援している。

連絡先 〒772-0017 徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地
鳴門・大塚スポーツパーク 徳島県広域スポーツセンター内
TEL: 088-685-4021 FAX: 088-685-4022
E-Mail kouiki@awa-spo.net





連載

みんなで盛り上げよう！ オリンピック・ムーブメント

パラリンピック・ムーブメント事例紹介



伊那市総合型地域スポーツクラブ ＜長野県伊那市＞



オリンピック・ムーブメントとは、オリンピックの精神(オリンピズム)に従って、スポーツを通じて平和でよりよい世界の実現を目指す活動のことです。2020年に向けて国内でもさまざまな活動が行われています。

今回は、伊那市総合型地域スポーツクラブが実施しているパラリンピック・ムーブメント関連の取り組みを紹介します。

シッティングバレーボール体験会

実施日時	平成29年10月21日(土)10時～12時
実施会場	伊那市民体育館
参加者数	63人 内訳＝全日本強化指定選手11人、全日本スタッフ12人 障がい者の体験参加10人、健常者の体験参加30人
主 催	伊那市教育委員会、伊那市総合型地域スポーツクラブ
主 管	伊那市総合型地域スポーツクラブ
協 力	日本パラバレーボール協会、伊那バス観光株式会社



1 企画経緯

伊那市総合型地域スポーツクラブ運営委員からの紹介で1998年長野パラリンピック・アイススレッジ・スピードレース銀メダリストであり、シッティングバレーボール全日本男子強化選手である加藤正さんがクラブハウスに来られたのが最初の出会いです。「シッティングバレーボールで東京パラリンピックを目指している。地元の伊那で活動できる環境を整えたい」という加藤さんの意向を受け、クラブとして「シッティングバレーボール」への取り組みが始まりました。



今回は、シッティングバレーボールという競技について知ってもらい、伊那にシッティングバレーボール教室が存在し地域でも活動できることを周知するために体験会を企画しました。体験会では、全日本強化指定選手を招くことで、日本トップクラスのプレーを実際に見て、障がい者スポーツを自ら体感してもらうことが狙いです。

教室や体験会を開催するにあたり、シッティングバレーボールの用具も必要です。障がい者スポーツの用具は、その競技専用のもが多く、高価なものも少なくありません。体験会のハード面とソフト面を充実させるために助成金をさがしました。

2 企画内容

全日本男子強化指定選手によるデモンストレーション(全日本強化指定選手11名参加)
全日本強化指定選手と一緒にシッティングバレーボール体験会

3 課題

- ① 障がい者スポーツは専用用具が必要となるため、環境整備に費用がかかります。
- ② 協力者、ボランティアの人々をいかにして集めるか が重要です。会場設営の準備作業、終了後の後片付け、球出しや球拾いなどの練習補助などで人員が不可欠です。さらに広報活動や事務処理面でも人が必要になります。

4 リスクマネジメント

お尻を床につけてプレーするため、座位バランスが取れない場合や褥瘡(じよくそう=床ずれ)の恐れがある場合などは対応が難しいので、事前に障がいの種類を確認しておく必要があります。

また、知的・精神など障がいは一人ひとり違うことから一人ひとりに対して丁寧なコミュニケーションをとることが大切です。

5 工夫したポイント

伊那市からの提案・委託を受け、当クラブが日本パラバレーボール協会との調整にあたり実現しました。体験会に合宿誘致を合わせることで会場使用料などの費用面を抑えることに成功しました。

また、合宿誘致と合わせたことで行政と民間企業との協働事業にすることができました。



6 参加者・運営側の声

参加者の声(実施後)

- このようなスポーツがあることを初めて知りました。
- 体験会を見て興味が湧きました。
- 障がいがあってもスポーツができることを知り、教室に参加したいと思いました。
- 強化選手のデモはスピード感があってすごいと思いました。
- 色々な人(障がいの違い)が参加していて楽しそうでした。
- もっと知られるようになったらいいですね。

運営者の声(実施後)

- 障がい者スポーツは、プレーする人と同人数、もしくはそれ以上のスタッフ陣容が必要であると感じました。

7 国内大会出場を視野 ボランティアと指導者の増員が課題

2016年秋に設立され当クラブに所属するシッティングバレーボールチーム「信州BlockMarket」は、毎週木曜日に練習を行っています。20名以上集まることも多く、盛り上がっています。来年度は国内大会への参加を見据えて練習に励んでいます。体験会では多くのメンバーが協力者・参加者として参画し、体験会後にはホームページや電話での問い合わせも増えています。

障がい者スポーツでは、ネットやコートを設営する作業など、陰で支える人の存在が重要となります。障がい者スポーツに理解のあるボランティアや障がい者スポーツの指導者を増やしていくことが今後の課題です。

(伊那市総合型地域スポーツクラブ マネジャー 齋藤 聡史)



クラブ プロフィール

設立年月日 平成20年4月1日

所在地 長野県伊那市

特徴 会員向けの講座が130講座を超え、スポーツに限らず芸術や文化活動も取り入れている。市内の学校と連携をしての部活動支援が広がっている。最近では子育て支援事業としてマタニティーから保育園に入るまでを長期的にサポートする「すくすくプラン」が人気を呼んでいる。

連絡先 〒396-0026 長野県伊那市西町5830-1市民体育館附属施設1階
電話番号 0265-73-8573
FAX 0265-98-0270
E-Mail inasougo@valley.ne.jp
URL <http://inasougo.com/>



全日本男子強化指定選手によるデモンストレーション



体験会 集合写真



体験会



普段の活動の様子





連載

みんなで盛り上げよう！ オリンピック・ムーブメント

パラリンピック・ムーブメント事例紹介



NPO法人K-Friends ＜徳島県勝浦郡勝浦町＞



オリンピック・ムーブメントとは、オリンピックの精神(オリンピズム)に従って、スポーツを通じて平和でよりよい世界の実現を目指す活動のことです。2020年に向けて国内でもさまざまな活動が行われています。

今回は、NPO法人K-Friendsが実施しているパラリンピック・ムーブメント関連の取り組みを紹介します。

「ビッグひな祭り」と「ボッチャ体験会」のコラボ

障がい者スポーツの普及・啓発に寄与

1

企画経緯

阿波勝浦には、世界を魅了する文化があります。それは、「元祖 阿波勝浦ビッグひな祭り」です。

「元祖 阿波勝浦ビッグひな祭り」は、1988年から始まり、毎年2月末から3月にかけて盛大に開催され、人口約5400人の町に約3万人の観光客が来場します。

そして、この「ビッグひな祭り」は、2016年8月に開催された「リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック」のジャパンハウスに展示され、3mを超える高さに飾られたひな壇の「おだいり様とおひな様」の姿が、世界各国の人々の心をとらえました。

この取り組みに尽力された、NPO法人阿波勝浦井戸端塾の稲井稔理事長は、「この日本特有の文化をぜひ、2020東京オリパラでも見せてあげたい」との想いを深められており、クラブが主体になって町内の各団体から構成する「スポーツツーリズムかつうら」の協議の席で、その想いを熱く語られました。

さらに「スポーツツーリズムかつうら」の活動の一環で、スポーツツーリズムセミナーを実施した際、松永敬子講師(龍谷大学経営学部教授)から「このビッグひな祭りの存在をもっとアピールし、そのためにはスポーツイベント等との連動を模索することが望ましい」とご教示をいただき、関係者の心に強く訴えかけました。これが転機となり、クラブとして次のような事業に取り組むことになりました。



阿波勝浦満喫フォトオリエンテーリング

実施日時	平成29年2月26日(日)
実施会場	勝浦町農村環境改善センター
参加者数	75名(ファミリー9組40名 一般参加者35名)
主催	スポーツツーリズムかつら
主管	NPO法人K-Friends
共催	勝浦町、一般財団法人徳島県スポーツ振興財団
協力団体	NPO法人阿波勝浦井戸端塾、ふれあいの里さかもと、勝浦町地域活性化協会、徳島県山岳連盟、四国大学、勝浦町婦人会、勝浦町スポーツ推進委員会、生名ロマンの会、勝浦町商工会、かせやまクラブ

ボッチャ体験会

実施日時	平成29年2月26日(日)
実施会場	人形文化交流館
参加者数	親子連れら約360名
主催	徳島県、一般財団法人徳島県スポーツ振興財団
協力	徳島県障がい者スポーツ協会、NPO法人K-Friends



3

実施2イベントの詳細

同日開催→オリパラへの関心高まる

【阿波勝浦満喫フォトオリエンテーリング】

- スタート地点を中心とするエリア内に26箇所のポイント(難所はポイントが高い)があり、制限時間内にグループやファミリーで地図とコンパスを使って戦略を立てながら効率よく得点を重ねるゲームです。勝浦町商工会に協力をいただき、地元商店もポイントに組み入れ、割引券を発行し商品を購入してもらいました。上位入賞者には、「まけまけいっぱい」(あふれるほどいっぱい)の地元特産品をプレゼントしました。
- ゲーム終了後は、宿泊施設「ふれあいの里さかもと」の特製ランチ「おひなさま御膳」をいただき、おひな様街道から奥座敷の森本邸まで、勝浦町地域活性化協会と四国大学生のボランティアガイドによるウォーキングを満喫しました。
- 最後には、「第29回阿波勝浦ビッグひな祭り」会場を案内し、リオデジャネイロでの展示を再現したおひな様を見ていただきました。

【ボッチャ体験会】

- 「第29回阿波勝浦ビッグひな祭り」会場への入場者を対象に、リオパラリンピックにて銀メダルを取得した「ボッチャ」競技を体験していただき、障がい者スポーツの普及・啓発を図りました。
- 約3万体のひな人形に囲まれた会場で、ミニゲームを実施。県障がい者スポーツ協会のスタッフにボッチャのルールを説明してもらい、参加者は2チームに分かれて、ボッチャ競技を実体験しました。参加者には、勝浦町特産の貯蔵ミカンが贈られました。



実施に至った経緯

フォトオリエンテーリングが、徳島県広域スポーツセンター（一般財団法人徳島県スポーツ振興財団が県民スポーツ課の分室として運営）と連携した取り組みであることから、広域スポーツセンターからの提案により、また、県障がい者スポーツ協会の協力も得て実施しました。

ビッグひな祭りを東京オリパラに出展という大きな目標がある中、県町内では、リオ・オリパラのジャパンハウスに出展した実績が知られていません。また、オリパラを身近に感じる機会が少ないこともあり、普及・啓発は十分でない状況です。そこで、ビッグひな祭り会場内の来場者や関係者が、もっと身近にオリパラを感じられるよう、「普及啓発ブースの設置」とともに「ポッチャ体験会」を導入することになりました。

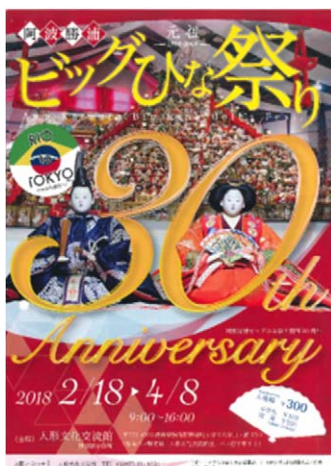
ポッチャ競技を選択した理由ですが、①誰でもが気軽に体験できること、②リオパラで日本がメダルを獲得し話題性があること、③徳島県障がい者スポーツ協会が普及に力を入れていることなどが挙げられます。

同日開催で相乗効果

フォトオリエンテーリング参加者には、ビッグひな祭り会場に入場できる特典を付加しました。同日開催としたことにより、イベントを通じてスポーツを楽しむだけでなく、ビッグひな祭りを楽しみ、さらにオリパラへの関心を高めてもらうことにもつながりました。

オリパラと障がい者スポーツのPRブース

「阿波勝浦ビッグひな祭り」会場内に、パネルを掲示するとともにパンフレットも配置して、「2020東京オリパラ」に向けてのムーブメントを醸成し、かつ「東京オリパラ」への関心を高めることに寄与しました。



参加者の声(実施後)

- 自然がいっぱいの中を、チームで戦略を考えながら楽しめて、運動と観光が同時にできました。個人では経験できない、おひな様街道のガイドウォークもとても楽しかったです。
- ファミリーで参加しましたが、子どもたちが地図を確認したり、時間を考えたりしながらゲームを楽しめました。また、初めてボッチャ体験をして、リオオリパラを思い出しました。
- 地元参加ですが、まだまだ知らない所があり再発見できました。おひなさま御膳もおいしかったです。
- ボッチャを初めて体験しましたが、自分の地元(東祖谷小学校)で、子どもたちに体験させたいと思いました。

運営者の声(実施後)

- フォトオリエンテーリングは、参加者がSNSを活用して、ポイントを全国に拡散してくれるので、勝浦からの広報発信としては大きな効果となりました。
- 勝浦町商工会に協力していただき、商店をポイントとして特産品等を購入してもらうなど地域活性化に貢献できました。
- 健常者と障がい者が一緒に競技できる「ボッチャ」体験を通じて、障がい者スポーツに関心を持ってくれたので普及・啓発になりました。
- 会場でボッチャを体験した参加者の声をつなげようと、東祖谷小学校でも平成29年8月26日に、一般財団法人徳島県スポーツ振興財団と徳島県障がい者スポーツ協会が「ボッチャ」体験を実施し、さらに普及することができました。



5

来年2月も継続開催 「リオから東京へ」の機運醸成

- 今年度も平成30年2月25日(日)に、一般財団法人徳島県スポーツ振興財団と連携した「フットオリエンテーリング」と「ボッチャ体験」を実施します。町内外からの集客を図るとともに、障がい者スポーツの理解を深め、「リオから東京へ」のオリパラ・ムーブメントの機運を高めてまいります。
- 我が町の住民とともに、スポーツツーリズムの推進などスポーツを通じた地域活性化を図りながら、クラブの合言葉『からだ「元気」！こころ「健康」！そして「笑顔」！』を着実に具現化させていきます。

(NPO法人K-Friends 副理事長 秋成 ふみよ)

クラブ プロフィール

設立年月日 平成25年9月13日

所在地 徳島県勝浦郡勝浦町地域

特徴 NPO法人K-Friendsは、『からだ「元気」！こころ「健康」！そして「笑顔」！』を合い言葉に、平成21年に設立、平成25年にNPO法人化されました。勝浦町民体育館・勝浦町農村環境改善センターの指定管理を受託し、スポーツ・文化教室を毎日開催し、スポーツイベントにも取り組み、そして町内の各種団体と連携し、勝浦町の地域活性の一助となっています。勝浦町婚活支援委託事業・勝浦町産業交流課委託事業なども受託しています。地域住民が健康であることで町が活力を持ち、だれもが生涯を通じてスポーツに親しめる社会が実現・定着することを目標に活動しています。

連絡先 〒771-4307 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字古川1-1 勝浦町民体育館内
 電話番号(FAX同) 0885-42-3671
 E-Mail kfriendskss@gmail.com
 URL <http://www.kfriends.info/>





助成金情報

ヨネックススポーツ振興財団 平成30年度助成金

[実施団体] (公財)ヨネックススポーツ振興財団

助成金交付対象は、青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励または自ら行い、かつその活動を3年以上継続して実施している団体とします。

[申込期間]

前期 対象期間:平成30年4月～9月および平成30年度の年間を通した事業

申請期限:平成29年12月20日(当日消印有効) ※例年より期限が変更になっています。

交付決定:平成30年2月28日(予定)

後期 対象期間:平成30年10月～平成31年3月

申請期限:平成30年6月20日(当日消印有効) ※例年より期限が変更になっています。

交付決定:平成30年8月31日(予定)

様式をダウンロードし必要事項を記入のうえ、郵送します。

<http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

平成30年度スポーツ普及奨励助成事業

[実施団体] (公財)スポーツ安全協会

法人格を有すスポーツ・レクリエーション等生涯スポーツ関係団体(営利法人を除く。)が主催する、全国・ブロック単位で行われるスポーツ・レクリエーション大会等の開催費用の一部を助成するものです。

[申込期間] 平成30年1月19日 必着

申請書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、郵送します。

http://www.sportsanzen.org/content/images/1about_us/fukyujigyo_30.pdf





お知らせ

日本体育協会情報

平成30年4月1日から、本会の名称が「日本スポーツ協会」に変わります。

社会のスポーツへの関心や期待がますます高まっていく中で、本会がわが国、スポーツの統一組織として、多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を後世に継承していくために名称を変更することとなりました。

<変更前>

公益財団法人日本体育協会(英文表記: Japan Sports Association / 略称: JASA)

<変更後>

公益財団法人日本スポーツ協会(英文表記: Japan Sport Association / 略称: JASA)

詳細については、こちらから

<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/92/Default.aspx?itemid=3551>

イベント情報

ブロック別クラブネットワークアクション2017開催 【日本体育協会 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 主催】

総合型地域スポーツクラブ関係者が抱える課題解決の糸口を探るための情報の共有化や、クラブ育成支援のためのネットワークの強化を図ることなどを目的として全国9ブロックでクラブネットワークアクションを開催しています。

各ブロック開催報告については以下のURLを参照ください。

<http://www.japan-sports.or.jp/local/tabid/508/Default.aspx>

生涯スポーツ・体力づくり全国会議2018開催

本会議では、スポーツ立国の実現に向けて、スポーツに関連する多様な人々が一堂に会し、研究協議や意見交換を行い、今後のスポーツ推進方策について検討します。

主催 スポーツ庁 / 生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会

日時 平成30年2月2日(金) 10:00～

会場 グランドプリンスホテル広島

参加費等 参加費 1人2,000円(資料代込み)

弁当代 1人1,200円(希望者のみ)

情報交換会費 1人5,000円(希望者のみ)

申込締切 12月22日(金) 必着

開催概要はこちらから

<http://www.japan-sports.or.jp/event/tabid/200/Default.aspx>

参加申込はこちらから

<https://req.qubo.jp/lifelongsport2018/form/login/entry>



幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会開催

日本体育協会(日本スポーツ少年団)が平成26年度に作成した、幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラム「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」について幼児期における身体活動・運動の意義や指導法、指導技術等を学び、プログラムの内容や効果的な活用法を周知することを目的に、地域のスポーツ少年団関係者等を対象とした講習会を開催しています。

開催概要・参加申込はこちらから

<http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid/1061/Default.aspx>

平成29年度生涯スポーツ功労者が決定しました!

生涯スポーツ功労者表彰は、国が地域または職域におけるスポーツの健全な普及および発展に貢献し、地域におけるスポーツ振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者を表彰するものです。今年度は生涯スポーツ功労者156名、生涯スポーツ優良団体118団体が決定され、日本体育協会からは総合型地域スポーツクラブ育成指導者として9名を文部科学省へ推薦し、「生涯スポーツ功労者」として表彰されました。

生涯スポーツ功労者一覧については以下のURLを参照ください。

<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/888/Default.aspx?itemid=3626>